

府食第262号
令和3年4月27日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋
(公印省略)

食品健康影響評価の結果の通知について

令和2年2月27日付け厚生労働省発生食0227第11号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた添加物「JPBL004株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添1のとおりです。

また、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関連する意見・情報が別添2のとおり寄せられましたので、お伝えします。

記

「JPBL004株を利用して生産されたホスホリパーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

遺伝子組換え食品等評価書

JPBL004 株を利用して生産された
ホスホリパーゼ

2021年4月

食品安全委員会

目 次

	頁
<審議の経緯>	3
<食品安全委員会委員名簿>	3
<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>	3
要 約	4
I. 評価対象添加物の概要	5
II. 食品健康影響評価	5
第1. 安全性評価において比較対象として用いる添加物及び宿主等の性質並びに遺 伝子組換え添加物及び組換え体との相違	5
1. 従来 of 添加物の性質及び用途等に関する資料	5
2. 宿主及び導入 DNA	5
3. 宿主の添加物製造への利用経験又は食経験に関する資料	6
4. 宿主の構成成分等に関する資料	6
5. 遺伝子組換え添加物の性質及び用途等に関する資料	6
6. 安全性評価において検討が必要とされる遺伝子組換え添加物と従来 of 添加物 及び組換え体と宿主等の相違点	7
第2. 宿主に関する事項	7
1. 分類学上の位置付け（種名（学名）・株名等）に関する事項	7
2. 病原性及び有害生理活性物質等の生産に関する事項	7
3. 寄生性及び定着性に関する事項	7
4. 病原性の外来因子（ウイルス等）に汚染されていないことに関する事項 ...	7
5. 宿主の近縁株の病原性及び有害生理活性物質の生産に関する事項	7
第3. ベクターに関する事項	8
1. 名称及び由来に関する事項	8
2. 性質に関する事項	8
第4. 挿入 DNA、遺伝子産物、並びに発現ベクターの構築に関する事項	8
1. 挿入 DNA の供与体に関する事項	8
2. 挿入 DNA 又は遺伝子（抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。）及びその遺伝 子産物の性質に関する事項	9
3. 挿入遺伝子及び抗生物質耐性マーカー遺伝子の発現に関わる領域に関する事 項	10
4. ベクターへの挿入 DNA の組込方法に関する事項	11
5. 構築された発現ベクターに関する事項	11
6. DNA の宿主への導入方法に関する事項	11
7. 抗生物質耐性マーカー遺伝子の安全性に関する事項	11
第5. 組換え体に関する事項	12
1. 宿主との差異に関する事項	12
2. 遺伝子導入に関する事項	12

第6. 組換え体以外の製造原料及び製造器材に関する事項	12
1. 添加物の製造原料又は製造器材としての使用実績があること	12
2. 添加物の製造原料又は製造器材としての安全性について知見が得られていること	13
第7. 遺伝子組換え添加物に関する事項	13
1. 諸外国における認可、食用等に関する事項	13
2. 組換え体の残存に関する事項	13
3. 製造に由来する非有効成分の安全性に関する事項	13
4. 精製方法及びその効果に関する事項	13
5. 含有量の変動により有害性が示唆される常成分の変動に関する事項	13
第8. 第2から第7までの事項により安全性の知見が得られていない場合に必要事項	13
Ⅲ. 食品健康影響評価結果	14
<参照>	15

＜審議の経緯＞

- 2020年2月27日 厚生労働大臣から遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発生食0227第11号）、関係書類の接受
- 2020年3月3日 第775回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2020年3月19日 第199回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2021年3月2日 第806回食品安全委員会（報告）
- 2021年3月3日から4月1日まで 国民からの意見・情報の募集
- 2021年4月21日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員長に報告
- 2021年4月27日 第814回食品安全委員会（報告）
（同日付け厚生労働大臣に通知）

＜食品安全委員会委員名簿＞

佐藤 洋（委員長）
山本 茂貴（委員長代理）
川西 徹
吉田 緑
香西 みどり
堀口 逸子
吉田 充

＜食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿＞

中島 春紫（座長）
児玉 浩明（座長代理）
安達 玲子 近藤 一成
飯島 陽子 手島 玲子
岡田 由美子 樋口 恭子
小関 良宏 山川 隆
小野 竜一 吉川 信幸
橘田 和美

要 約

「JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

本添加物は、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主とし、*Pseudomonas* sp. 62186 株由来のホスファチジルイノシトールホスホリパーゼ C 遺伝子を導入することで作製した JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼである。本添加物は、イノシトールリン脂質のリン酸ジエステル結合を特異的に加水分解する酵素であり、植物油の精製に使用される。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）に基づき、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

したがって、「JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」については、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

I. 評価対象添加物の概要

品 目：JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼ
用 途：植物油の不純物除去
申請者：ノボザイムズ ジャパン株式会社
開発者：Novozymes A/S（デンマーク）

本添加物は、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主とし、*Pseudomonas* sp. 62186 株由来のホスファチジルイノシトールホスホリパーゼ C 遺伝子を導入することで作製した JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼである。本添加物は、イノシトールリン脂質のリン酸ジエステル結合を特異的に加水分解する酵素であり、植物油の精製工程において不純物除去を目的として使用される。

II. 食品健康影響評価

第 1. 安全性評価において比較対象として用いる添加物及び宿主等の性質並びに遺伝子組換え添加物及び組換え体との相違

1. 従来添加物の性質及び用途等に関する資料

(1) 名称、基原及び有効成分

従来の添加物の名称、基原及び有効成分は、以下のとおりである。

名 称：ホスホリパーゼ

基 原：*Bacillus thuringiensis*

有効成分：ホスファチジルイノシトールホスホリパーゼ C

IUB No. : EC 3.1.4.11

CAS No. : 63551-76-8

(2) 製造方法

ホスホリパーゼは、培養、ろ過、精製等の工程を経て製造される。生産菌は、除菌ろ過により除去される。

(3) 用途及び使用形態

ホスホリパーゼ C は、植物油の精製工程における不純物除去を目的として使用される。

(4) 摂取量

ホスホリパーゼ C が全ての植物性油脂の製造に使用され、最終製品中に 100% 残存すると仮定した場合の最大一日摂取量は、0.25 µg TOS (Total Organic Solids) / kg 体重/日である (参照 1、2)。

2. 宿主及び導入 DNA

(1) 宿主の種名 (学名)、株名等及び由来

宿主は、*B. licheniformis* Ca63 株である。*B. licheniformis* Ca63 株は、自然

界から分離された菌株である。

(2) DNA 供与体の種名、株名又は系統名等及び由来

ホスホリパーゼ (*lipPsp2.s*) 遺伝子の供与体は、*Pseudomonas* sp. 62186 株である。*prsA* 遺伝子の供与体は、*B. licheniformis* Ca63 株である。

(3) 挿入 DNA の性質及び導入方法

lipPsp2.s 遺伝子は、*lipPsp2* をコードする。

prsA 遺伝子は、宿主由来の菌体外分泌タンパク質の分泌量を高める PrsA タンパク質をコードする。

lipPsp2.s 遺伝子発現カセットをインテグラーゼにより、宿主ゲノムのそれぞれの標的遺伝子座に導入した。その際、一部の標的遺伝子座において遺伝子欠失が確認された。

なお、生産菌の作製に当たり、*aprL* 遺伝子を含む複数種類の遺伝子を欠失導入用ベクターを用いた相同組換えにより欠失させている。その際、一部の標的遺伝子座において *prsA* 遺伝子がゲノムに挿入されている(参照 3)。

3. 宿主の添加物製造への利用経験又は食経験に関する資料

B. licheniformis は、長期にわたり食品や食品用酵素の製造に安全に使用されている。*B. licheniformis* Ca63 株は、 α -アミラーゼの生産菌として使用されている。

4. 宿主の構成成分等に関する資料

B. licheniformis が有害生理活性物質及び栄養阻害物質を生産するという報告はなく、国立感染症研究所病原体等安全管理規程においてバイオセーフティレベル (以下「BSL」という。) 1 に相当する (参照 4)。

5. 遺伝子組換え添加物の性質及び用途等に関する資料

(1) 製品名及び有効成分

本添加物の製品名及び有効成分は、以下のとおりである。

製品名 : *lipPsp2*

有効成分 : ホスファチジルイノシトールホスホリパーゼ C

IUB No. : EC 3.1.4.11

CAS No. : 63551-76-8

(2) 製造方法

lipPsp2 は、JPBL004 株を生産菌として、従来のホスホリパーゼと同様に、培養、ろ過、製剤化等の工程を経て製造される。生産菌は 2 回の除菌ろ過により、分離・除去される。

(3) 用途及び使用形態

lipPsp2 は、従来のホスホリパーゼ C と同様に、植物油の精製工程における不純物除去を目的として使用される。

(4) 有効成分の性質及び従来の添加物との比較

lipPsp2 は、従来のホスホリパーゼ C と同様に、食品中のイノシトールリン脂質の sn-3 位のリン酸ジエステル結合を加水分解する酵素である。

6. 安全性評価において検討が必要とされる遺伝子組換え添加物と従来の添加物及び組換え体と宿主等の相違点

(1) 遺伝子組換え添加物と従来の添加物

lipPsp2 と従来のホスホリパーゼとの相違点は、基原並びに至適温度及び pH が異なる点である。

(2) 組換え体と宿主

JPBL004 株と宿主との相違点は、JPBL004 株には *lipPsp2.s* 遺伝子が複数コピー導入され、lipPsp2 生産性を獲得している点、*prsA* 遺伝子が導入されている点及び lipPsp2 の生産性を高めるため複数遺伝子を欠失している点である。

以上 1 から 6 までから、本添加物及び本添加物の生産菌の比較対象となり得る従来の添加物及び宿主があると判断し、以下の各事項について評価を行った。

第 2. 宿主に関する事項

1. 分類学上の位置付け（種名（学名）・株名等）に関する事項

宿主は、*B. licheniformis* Ca63 株である。

2. 病原性及び有害生理活性物質等の生産に関する事項

B. licheniformis が病原性及び有害生理活性物質を生産するという報告はなく、国立感染症研究所病原体等安全管理規程における BSL1 に相当する（参照 4）。

3. 寄生性及び定着性に関する事項

B. licheniformis には、腸管内への寄生性及び定着性の報告はない。

4. 病原性の外来因子(ウイルス等)に汚染されていないことに関する事項

B. licheniformis には、病原性の外来因子の存在を示唆する報告はない。

5. 宿主の近縁株の病原性及び有害生理活性物質の生産に関する事項

B. licheniformis の近縁種である *Bacillus subtilis* 及び *Bacillus pumilus* が知られているが、毒性物質を産生する *Bacillus cereus* 等とは明確に区別されている。

第3. ベクターに関する事項

1. 名称及び由来に関する事項

遺伝子導入用ベクターpJPV017の作製には、*Staphylococcus aureus*由来のプラスミド pE194 が用いられた。

2. 性質に関する事項

(1) DNAの塩基数及びその塩基配列を示す事項

プラスミド pE194 の塩基数及び塩基配列は明らかになっている（参照 5）。

(2) 制限酵素による切断地図に関する事項

プラスミド pE194 の制限酵素による切断地図は明らかになっている。

(3) 既知の有害塩基配列を含まないことに関する事項

プラスミド pE194 の塩基配列は明らかになっており、既知の有害塩基配列は含まれていない。

(4) 薬剤耐性に関する事項

プラスミド pE194 には、エリスロマイシン耐性遺伝子が含まれている。

(5) 伝達性に関する事項

プラスミド pE194 には、伝達を可能とする塩基配列は含まれていない。

(6) 宿主依存性に関する事項

プラスミド pE194 の複製開始配列は、*Bacillus* 属で機能する。

第4. 挿入 DNA、遺伝子産物、並びに発現ベクターの構築に関する事項

1. 挿入 DNA の供与体に関する事項

(1) 名称、由来及び分類に関する事項

lipPsp2.s 遺伝子及び *prsA* 遺伝子の供与体は、それぞれ *Pseudomonas* sp. 62186 株及び *B. licheniformis* Ca63 株である。

(2) 安全性に関する事項

Pseudomonas 属には日和見感染菌も含まれるが *Pseudomonas* sp. 62186 株にはヒトへの寄生性及び感染性の報告はない。

B. licheniformis は、食品用酵素の生産菌として長年の使用経験があり、国立感染症研究所病原体等安全管理規程における BSL1 に相当する（参照 4）。

2. 挿入 DNA 又は遺伝子（抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。）及びその遺伝子産物の性質に関する事項

(1) 挿入遺伝子のクローニング若しくは合成方法に関する事項

lipPsp2.s 遺伝子は、*Pseudomonas* sp. 62186 株由来のホスファチジルイノシトールホスホリパーゼ C 遺伝子の配列に基づき合成した。野生型のアミノ酸配列と比較して、コドン最適化により 1 アミノ酸が付加されている。また、*B.licheniformis* Ca63 株及び *B. amyloliquefaciens* DSM7 株由来の α -アミラーゼ遺伝子の配列を基に合成した分泌シグナル配列が付加されている。

(2) 塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する事項

挿入 DNA の塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図は明らかになっている（参照 6）。

(3) 挿入遺伝子の機能に関する事項

lipPsp2.s 遺伝子がコードする lipPsp2 は、イノシトールリン脂質の sn-3 位のリン酸ジエステル結合を加水分解し、1,2-ジアシルグリセロールとイノシトールリン酸を生ずる反応を触媒する酵素である。

①挿入遺伝子の供与体のアレルギー誘発性に関する知見

Pseudomonas sp. 62186 株のアレルギー誘発性の可能性を調べるために文献検索^aを行った結果、アレルギー誘発性を示唆する報告はなかった。

②遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する知見

lipPsp2 を有効成分とする酵素製剤について、アレルギー誘発性を示唆する報告はない。

また、*Pseudomonas* sp. 62186 株が産生するホスホリパーゼ C のアレルギー誘発性の可能性を調べるために文献検索^aを行った結果、アレルギー誘発性を示唆する報告はなかった。

③遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性に関する知見

a. 人工胃液に対する感受性

lipPsp2 の人工胃液中での消化性について確認するために SDS-PAGE 分析及びウェスタンブロット分析を行った結果、両試験において、試験開始後 30 秒以内にバンドが消失したため、分解されることが示された（参照 7）。

b. 人工腸液に対する感受性

lipPsp2 の人工腸液中での消化性について確認するために、SDS-PAGE 分析及びウェスタンブロット分析を行った結果、両試験において、

^a PubMed、検索日：2018 年 6 月

試験開始後 6 時間においても分解されないことが示された (参照 7)。

c. 加熱処理に対する感受性

lipPsp2 の加熱処理に対する感受性を確認した結果、60°C・30 分にて酵素活性が消失することが示された。

④ 遺伝子産物と既知のアレルゲンとの構造相同性に関する知見

lipPsp2 と既知のアレルゲンとの構造相同性の有無を確認するため、アレルゲンデータベース^bを用いて相同性検索を行った結果、連続する 80 アミノ酸配列以上で 35%以上の相同性を示す既知のアレルゲン及び連続する 8 アミノ酸配列が一致する既知のアレルゲンは検出されなかった (参照 8)。

以上のことから総合的に判断し、lipPsp2 はアレルギー誘発性を有する可能性は低いと考えられた。

3. 挿入遺伝子及び抗生物質耐性マーカー遺伝子の発現に関わる領域に関する事項

(1) プロモーターに関する事項

lipPsp2.s 遺伝子のプロモーターは、*amyL4199* プロモーター、*amyQsc* プロモーター及び *cry3A* プロモーターで構成される P3 プロモーター配列である。*amyL4199* プロモーター及び *amyQsc* プロモーターは、それぞれ *B. licheniformis* Ca63 株由来の *amyL* プロモーター及び *Bacillus amyloliquefaciens* DSM 7 株由来の *amyQ* プロモーターに変異を導入したものである。*cry3A* プロモーターは、*Bacillus thuringiensis* subsp. *tenebrionis* DSM 5525 株に由来する *cry3A* 遺伝子の野生型プロモーター配列である。

(2) ターミネーターに関する事項

lipPsp2.s 遺伝子のターミネーターは、*B. licheniformis* Ca63 株由来の *amyL* ターミネーター配列及び *B. clausii* DSM8716 株由来の *aprH* ターミネーター配列である。

(3) その他、挿入遺伝子の発現制御に関わる塩基配列を組み込んだ場合には、その由来、性質等が明らかであること

B. licheniformis Ca63 株由来の *amyL* RBS 配列及び *B. thuringiensis* subsp. *tenebrionis* DSM 5525 株由来の *cry3A* mRNA 安定化配列を用いている。*cry3A* mRNA 安定化配列は、殺虫活性を示すタンパク質をコードする遺伝子のプロモーター領域に存在する配列であるが、タンパク質をコードする領域は含まれない。

そのほか、インテグラーゼ認識配列が残存する。

^b ネブラスカ大学アレルゲンデータベース (FARRP version 18)

4. ベクターへの挿入 DNA の組込方法に関する事項

プラスミド pE194 に、インテグラーゼをコードする *int* 遺伝子、*xyIR* 遺伝子、*cry3A* mRNA 安定化配列、*amyL RBS/lipPsp2.s* 遺伝子断片等を挿入し、遺伝子導入用ベクター pJPV017 を作製した。

5. 構築された発現ベクターに関する事項

(1) 塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する事項

遺伝子導入用ベクター pJPV017 の塩基数、塩基配列及び制限酵素による切断地図は明らかになっている（参照 6）。

(2) 原則として、最終的に構築された発現ベクターには、目的以外のタンパク質を組換え体内で発現するオープンリーディングフレームが含まれていないこと 第 5-2-(2) に記載のとおりである。

(3) 宿主に対して用いる導入方法において、意図する挿入領域が発現ベクター上で明らかであること

遺伝子導入用ベクター pJPV017 上の意図する挿入領域は、*lipPsp2.s* 遺伝子発現カセットの領域である。

(4) 導入しようとする発現ベクターは、目的外の遺伝子の混入がないよう純化されていること

遺伝子導入用ベクター pJPV017 は、全長塩基配列を解析した結果、その配列は構築したとおりであることが確認され、精製されたものが用いられていることから、目的外の遺伝子の混入がないように純化されている。

6. DNA の宿主への導入方法に関する事項

宿主ゲノムの各標的遺伝子座に、あらかじめマーカー遺伝子発現カセット（P3 プロモーター、*cry3A* mRNA 安定化配列、マーカー遺伝子及びインテグラーゼ認識配列を含む。）を相同組換えにより導入し、各マーカーにより選抜した。その後、遺伝子導入用ベクター pJPV017 を導入し、インテグラーゼの作用によって *lipPsp2.s* 遺伝子発現カセットを挿入し、エリスロマイシン耐性を示す形質転換体を選抜した。各標的遺伝子座においては、*cry3A* mRNA 安定化配列間でループアウトが生じ、マーカー遺伝子、*int* 遺伝子及びインテグラーゼ認識配列等が宿主ゲノムから脱落した。

7. 抗生物質耐性マーカー遺伝子の安全性に関する事項

遺伝子導入用ベクター pJPV017 はエリスロマイシン耐性遺伝子を持つが、宿主のゲノムからループアウトにより脱落している。抗生物質耐性マーカー遺伝子

は存在しないことを標的遺伝子座のシーケンス解析により確認している（参照 9～13）。

第5. 組換え体に関する事項

1. 宿主との差異に関する事項

JPBL004 株は、*lipPsp2.s* 遺伝子発現カセット及び *prsA* 遺伝子が導入され、複数の遺伝子を欠失している点で宿主と異なる。

2. 遺伝子導入に関する事項

(1) 制限酵素による切断地図に関する事項

lipPsp2.s 遺伝子発現カセットの標的遺伝子座の導入位置を確認するためにシーケンス解析を行った結果、*lipPsp2.s* 遺伝子が複数コピー及び *prsA* 遺伝子が挿入されていることが確認された。また、遺伝子挿入領域の各構成要素及び制限酵素切断地図はシーケンス解析により明らかになっている（参照 9～13）。

(2) オープンリーディングフレームの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項

挿入 DNA と宿主ゲノムの接合部位に生じるオープンリーディングフレーム（以下「ORF」という。）の有無を調べるために、挿入 DNA の 5' 近傍配列を含む領域及び 3' 近傍配列を含む領域における ORF 検索を行った。その結果、6 つの読み枠において終止コドンから終止コドンで終結する連続する 30 アミノ酸以上の ORF が合計 303 個検出された。

これらの ORF と既知のアレルゲンとの相同性の有無を確認するために、アレルゲンデータベース^cを用いて相同性検索を行った結果、連続する 80 アミノ酸配列以上で 35%以上の相同性を示す既知のアレルゲン及び連続した 8 アミノ酸配列が一致する既知のアレルゲンはなかった。さらに、これらの ORF と既知の毒性タンパク質との相同性の有無を確認するために、MvirDB データベース^d（参照 14）を用いて E-value<0.02 を指標として検索を行った。その結果、2 個の ORF がデータベース中のタンパク質と相同性を示したが、いずれも毒性を有するとは考え難いタンパク質であった（参照 15～19）。

第6. 組換え体以外の製造原料及び製造器材に関する事項

1. 添加物の製造原料又は製造器材としての使用実績があること

lipPsp2 製剤の製造原料及び製造器材は、食品用酵素の製造に安全に使用されてきた実績がある。

^c ネブラスカ大学アレルゲンデータベース（FARRP version 18）

^d 検索日：2018年8月

2. 添加物の製造原料又は製造器材としての安全性について知見が得られていること

lipPsp2 製剤の製造原料及び製造器材は、安全に使用されてきた実績を有することから、有害性はないと考えられる。また、本製品の原料は Food Chemicals Codex (FCC) 等の規格に適合している。

第7. 遺伝子組換え添加物に関する事項

1. 諸外国における認可、食用等に関する事項

lipPsp2 製剤は、デンマークにおいて、食品用加工助剤のポジティブリストに記載されている（参照 20）。また、米国では 2017 年に GRAS として認証されている（参照 21）。

2. 組換え体の残存に関する事項

ドットプロット解析により、lipPsp2 製剤前の酵素サンプルには、組換え DNA が検出されないことが確認された（参照 22）。

3. 製造に由来する非有効成分の安全性に関する事項

lipPsp2 製剤前の酵素サンプルは、食品衛生法の規格基準を満たしている（参照 23）。また、製造原料は食品用酵素への使用が認められた品質のものが用いられ、安全性に問題のある非有効成分が含まれるとは考えにくい。

4. 精製方法及びその効果に関する事項

lipPsp2 製剤は、生産菌の培養物を、粗ろ過、除菌ろ過、限外ろ過等の精製工程を経ることで得られる。これらの工程において安全性に問題のある物質が混入することはないと考えられる。

5. 含有量の変動により有害性が示唆される常成分の変動に関する事項

lipPsp2 製剤の製造原料及び製造方法は従来の食品用酵素の製造に使用されているものと同様であり、含有量の変動により有害性が示唆される常成分の変動はないと考えられる。

第8. 第2から第7までの事項により安全性の知見が得られていない場合に必要な事項

第2から第7までの事項により安全性の知見が得られている。

Ⅲ. 食品健康影響評価結果

「JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

<参照>

1. 厚生労働省、平成 29 年国民健康・栄養調査報告
2. Typical Composition of Novozym 40121 (社内文書)
3. *Bacillus licheniformis* Ca63 株における欠失導入用ベクターを用いた DNA 欠失の概要 (社内文書)
4. 国立感染症研究所病原体等安全管理規程 別冊 1 「病原体等の B S L 分類等」
5. Horinouchi S, Weisblum B. Nucleotide Sequence and Functional Map of pE194, a Plasmid That Specifies Inducible Resistance to Macrolide, Lincosamide, and Streptogramin Type B Antibiotics. *Journal of Bacteriology*, Article 1982;150(2):804-814.
6. 遺伝子導入ベクター-pJPV017 の DNA 塩基配列並びに構成 (社内文書)
7. Digestibility and Purity of lipPsp2 protein in a test batch for GLP toxicology study (社内文書)
8. Assessment of sequence homology of phospholipase C expressed by JPBL004 to allergens (社内文書)
9. Sequence of the *** locus in JPBL004 (社内文書)
10. Sequence of the *** locus in JPBL004 (社内文書)
11. Sequence of the *** locus in JPBL004 (社内文書)
12. Sequence of the *** locus in JPBL004 (社内文書)
13. Sequence of the *** locus in JPBL004 (社内文書)
14. Zhou CE, Smith J, Lam M, Zemla A, Dyer MD et al. MvirDB--a microbial database of protein toxins, virulence factors and antibiotic resistance genes for bio-defence applications. *Nucleic Acids Res* 2007;35(Database issue):D391-394.
15. Sequence homology of ORFs in the *** locus on the genome of JPBL004 to proteins from MvirDB and allergens (社内文書)
16. Sequence homology of ORFs in the *** locus on the genome of JPBL004 to proteins from MvirDB and allergens (社内文書)
17. Sequence homology of ORFs in the *** locus on the genome of JPBL004 to proteins from MvirDB and allergens (社内文書)
18. Sequence homology of ORFs in the *** locus on the genome of JPBL004 to proteins from MvirDB and allergens (社内文書)
19. Sequence homology of ORFs in the *** locus on the genome of JPBL004 to proteins from MvirDB and allergens (社内文書)
20. Approval letter from Danish Veterinary and Food Administration (社内文書)
21. Generally Recognized as Safe (GRAS) Notice Inventory. <https://www.accessdata.fda.gov/scripts/fdcc/?set=GRASNotices> [accessed May 16, 2018].
22. The analysis of residual DNA in PPW40064 by means of dot blot hybridization (社内文書)
23. Characterization of GMM Phospholipase Toxbatch PPW 40064 from *Bacillus licheniformis* strain Di-1 (社内文書)

「JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年3月3日～令和3年4月1日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>たかが「植物油の精製工程において不純物除去」のためにわざわざ遺伝子組換え品を使うこと自体が疑問です。</p> <p>しかも、第三者の資料ではなく、申請者の提出した資料に基づいて評価することは客観性を損なうものです。申請者は承認されやすいように資料に手を加えたり、わからないように捏造することも可能です。疑義がある資料はしっかり検証するとは言っても、もともと申請者の資料を基にしている限り限界があります。申請者の資料をもとに評価するのはやめていただきたいと存じます。</p> <p>人工添加物や遺伝子組換え品に頼った食品づくりではなく、素材そのものの味を生かす製法に回帰してほしいものです。</p> <p>いくら、1日当たりの摂取量が僅少とはいえ、わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中期的な影響はまだ判断できないはずです。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべきです。</p> <p>また、日本で認められている遺伝子組み換え物質の数と諸外国のそれを比較した数字をお示しいただきたいです。日本はダン</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>また、食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p>

<p>トツで200を優に超えており、2位の米国の倍程度と聞いていますが、実際はどうかのでしょうか？</p>	<p>なお、遺伝子組換え食品等の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。